

特別利子補給制度の創設

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

	設 備 資 金	運 転 資 金
ご 融 資 額	別枠 8,000万円	
ご 返 済 期 間 (うち元金据置期間)	20年以内(5年以内)	20年以内(5年以内)
利 率 (年) 令和 4 年 8 月 1 日 現 在	6,000万円を上限に当初3年間は実質無利子 (4年目以降は1.21%~)	
担 保	無担保	
ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる生衛業者</p> <p>(1) 最近1カ月又は過去6か月(最近1カ月を含む)平均の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>(2) 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月又は過去6か月(最近1カ月を含む)平均の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>① 過去3カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高</p>	
申込みに必要な書類	<p>公庫所定の必要書類のほか、次の書類が必要になります。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書等</p> <p>(2) 生衛組合に加入されていない方で設備資金を希望される方は、都道府県知事の「推せん書」(ただし、申込金額500万円以下は不要)</p>	
特別利子補給制度	<p>次の要件を満たす生衛業者に対しては、借入後3年間6,000万円を上限には発生した利息について全額利子補給を実施し、実質無利子化</p> <p>(1) 個人事業主(小規模に限る) : 要件なし</p> <p>(2) 小規模事業者(法人に限る) : 売上高が15%以上減少</p> <p>(3) 中小企業者(上記(1)(2)を除く) : 売上高が20%以上減少</p>	
ご利用の手続き	<pre> graph LR A[ご相談お申込] --> B[生活衛生同業組合] B --> C[ご融資] C --- D[日本政策金融公庫 国民生活事業] </pre>	

※ くわしくは、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターにお気軽にご相談ください。

資料：全国生衛指導センター作成

(お問合せ先)

(公財)長崎県生活衛生営業指導センター【担当 原口】

TEL 095-824-6329

FAX 095-822-8360